

論文の内容の要旨

論文題目

カントの共和制の理念：18世紀末プロイセンの「理論と実践」論争を文脈として

氏名 網谷壮介

本研究の目的は、従来適切に顧みられてこなかったカントの政治的な著作の意図を18世紀末プロイセンの歴史的な文脈に位置づけることで明らかにし、共和制の理念と領邦君主制プロイセンの現実を媒介しようとした政治的な哲学者としてカントを提示することである。1980年代にW・ケアスティングやR・ブランドが『人倫の形而上学・法論』（1797）を精緻に読解して以来、それは近代自由民主主義の基礎理論として再評価されつつある。しかしその際、カントの政治概念そのものには十分な注意が払われてこなかった。カントによれば政治とは「執行する法論」であり、理性から演繹された法と国家の理論を現実に移す改革を旨としている。こうした政治概念自体だけでなく、それがどのような歴史的・言語的な現実のなかで発せられたものなのかが顧慮されてこなかったため、カントはあたかも非政治的な哲学者、あるいは理性の無力を示す啓蒙主義者（ケアスティング）として捉えられてきた。

これに対して本研究は、次の三つの論理的な構造を設定してカントの著作に接近することで、こうしたカント像を覆そうと試みた。すなわち（1）理性からア・プリオリに導出される規範的な法と国家の理論、（2）この理論を実践する規範的な政治、そして（3）規範的な政治を可能にする政治的なもの、という三層である。（2）と（3）について本研究は、フランス革命以後のプロイセンにおける法・政治改革の文脈、とりわけ啓蒙雑誌『ベルリン月報』上の「理論と実践」論争を文脈とし、カントの政治的な著作の意図を明らかにした点で新奇性がある。特に（3）に関して、本研究では規範的な政治を可能にするものを「政治的なもの」と呼び、それを市民の公共的言論実践に関する理論、そしてカント自身の歴史論のなかに見出した。

第1章では、カントの初めての政治的著作である「理論では正しいかもしれないが実践にとっては役に立たない、という俗言」(1793)が、当時のベルリン啓蒙を代表する雑誌『ベルリン月報』上で行われた、政治における理論と実践を巡る論争を機縁として書かれたものであることを明らかにした。そこではフランス革命の人権宣言をきっかけにして、哲学的な人間の権利の理論が政治実践に移されてよいのか、それを国家の基礎としてよいのかということが争われていた。一方で、伝統的な等族の特権を擁護する立場から人間の権利の理論そのものに批判的な論者(メーザー、ビースター)がおり、他方で自由の権利を肯定しつつも、プロイセンには時期尚早であるか、あるいはそれは現行の君主制下でも可能であるとする論者(ゲンツ、フンボルト、クライン、レーベルク)がいた。カントは「俗言」論文でもっばら前者に対して応答し、理性から演繹された生得的自由権が政治実践においても規範性を持つことを主張した。

次に、一旦プロイセンの歴史的な文脈から離れて、カントの法哲学上の主著である『法論』に焦点を当て、(1)の法と国家の規範的理論を分析した。第2章では、カントの生得的な自由権の政治的含意とその正当化論証に焦点を当てた。カントの生得的自由権は、単に他者の自由を毀損しない限りでの自由ではなく、万人の自由と両立しない行為を禁止する法則の共同立法者となる権利を意味する。こうした自由の権利は、人民自身が立法権を持つ国家体制、すなわち共和制の樹立を必然的に要求する。生得的自由権は人間の権利とも呼ばれるが、それが各人に認められるのは、叡智的存在者としての人間(理性)が現象的存在者としての自分自身に対して権利を持つからである。この権利は人間の権利とは区別して人間性の権利と呼ばれ、それには自分自身に向けた義務が対応している。

第3章では、カントの私法論が公法論(国家論)の導出のために欠かせない役割を果たしていることを解明した。カントは国家支配の正統性を、社会契約の道具立てなしに、叡智的占有の正当化と自然状態のア・プリオリな理念から導出し、他方で正義の支配についてのみ、万人の統合された意志という社会契約(根源的契約)の理念を用いている。これによってホッブズ以来の社会契約論の難点(とりわけ原初の合意の想定)が回避されるとともに、自然状態からの脱出が強制可能な法義務として導出され、また現行の市民状態を根源的契約の理念にしたがって改革していくという主権者の義務が導出される。

次に第4章では、カントの複数の共和制構想とその代表概念について論じた。あらゆる国家の規範である「純粹共和制」の理念には、人民の普遍的意志による立法と、立法・行政・裁判の実践推論(三段論法)的組織化という二つの原理が存在する。この二原理には、人民の普遍的意志の完全な表象-代表と、執行権力による立法権力の忠実な代理-代表という二つの代表概念が対応している。カントは『永遠平和のために』(1795)では後者の代表概念に即して君主によっても共和主義的統治が可能だと論じたが、『法論』では前者の代表概念に即した制度として人民の代表制を論じ、それによって「真の共和制」を特徴づけた。それは国家市民が人民を代表するように立法を行い、また立法権と執行権が人格的に区別された体制である。現行体制を真の共和制へと適法的な形で変革するためには、現行体制の主権者

が人民を招集してともに体制変革について決議しなければならない。こうした人民の合議体は、これまで全く無視されてきたが、「設立された共和制」と呼ばれる。これら三つの共和制（君主による共和主義的統治・真の共和制・設立された共和制）は現象における国家においても実現可能であり、目指されるべき政治改革の道標を段階的に示している。

次に再び同時代プロイセンの理論と実践をめぐる議論を踏まえ、(2)の規範的な政治の構想について詳らかにした。第5章では『永遠平和のために』での政治的思慮(*Staatsklugheit*)批判に着目し、カントの「執行する法論」としての政治概念を検討した。カントは領邦君主国家ドイツに伝統的な政治的思慮論（とりわけアッヘンヴァール）を恣意的なもの、無根拠なものとして批判し、人民の福祉を目指した統治から自由を目指した統治への転換を図った。万人の同意可能性を考慮した立法とその立法に忠実な法の執行を求めるこの統治は、「共和主義的統治」と呼ばれるが、それは単に人民の私的自由への非介入を旨とするものではなく、最終的には君主制から真の共和制への主権移動をも要求するものである。このことはカントの執拗なイングランド国制批判にも現れている。

第6章では、こうした共和制の理念の実現を目指した政治改革が許容法則という概念によって理論的に可能になっているということを明らかにした。許容法則は命令も禁止もされていない行為を単に許容された行為として正当化する、権能を付与する規範であり、理性法の体系から例外を排除する理論的革新に寄与している。しかし他方で『永遠平和のために』の許容法則は、例外を正当化するものではないが、より実践的な志向が強い。それは共和制の理念に向けた改革を見越すかぎり、適法的でない現行体制の存続を暫定的に許容する。プロイセンの同時代の言説を参照すれば、カントは許容法則の概念によって、急ぎすぎて失敗する改革と、改革を時期尚早だと永遠に言い募る停滞的な政治をともに批判する視座を切り開き、政治概念の再構築を行っていることが理解される。

最後の二章で検討したのは、(3)こうした規範的な政治を可能にする政治的なものの位相である。フリードリヒ大王亡き後、道徳的であることを決して期待できないプロイセンの統治者の下で、にもかかわらず共和主義的統治を可能にするものを、カントは市民の公共的な言論実践に見出している。第7章では、カントが言論の自由を抗議として正当化していることに着目し、抗議が統治の共和主義化を促進するものであることを明らかにした。同時代の啓蒙主義者は言論の自由の効用を君主の恣意的な統治の抑制に見出したが、カントはさらに公共的な抗議によって、実定法が改革され、ひいては国家体制が共和制へと変革される過程を構想していた。しかもその際に、単に理性的コミュニケーションによって統治者を改革へと導くだけでなく、抗議が聞き入れられなければ暴動が生じるかもしれないことを暗に脅迫的に示唆している。カントのこうした現実主義的な言説戦略は公式的な法と政治の理論からは逸脱している。それはフランス革命後の暴力的な予感に満ちたヨーロッパの現実に依拠してなされた、政治的なものの戦略だと言える。

第8章では、カントの歴史論にも統治の共和主義化を目指した政治的なものの構想が存在することを明らかにした。従来重要視されてこなかったが、カントによれば「自然の意図」

として共和制が実現していく歴史叙述は、それ自体「自然の意図」に寄与するものである。ここには公共圏に発せられ読まれることで、再帰的に自らの叙述内容を実現しようとする歴史叙述の行為遂行的な性格が見て取れる。それは一方で、「啓蒙とは何か」で描かれた理性の公共的使用のカント自身による実践である。自然の歴史は、臣民でしかなかったプロイセンの公衆に政治的自由を享受する共和制下の市民となることを準備させる。他方で、それは自然の語彙を用いた統治批判としても機能している。ジュースミルヒ、ヒューム、スミスらの言説に現れているように、18世紀には自然の語彙を使った統治批判のパラダイムが存在した。カントの自然の歴史叙述は、統治者の名誉欲や危機意識にレトリカルに働きかけることで、統治の共和主義化を促そうとしていた。